4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進

(3) 人づくり革命の推進

広島県の「人づくり」

- 日本が将来にわたり、更なる活力と競争力を創出していくためには、一人ひとりが持っている能力を最大限に開花させるとともに、未来を担う子供たちが次なる時代を切り拓く資質・能力を身につける環境を創り出していかなければならない。
- 特に、乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成や、小学校以降の教育の基盤を 培う大変重要なものであるため、「安心して預けられる受け皿の確保」「乳幼児期の教育・保 育の質の向上」を図る必要がある。
- 更に、人的投資の中でも、就学前教育や初等教育などライフサイクルの早い時期における 教育投資ほど効果が大きいという研究がある。
- こうした中、本県では、乳幼児期から大学・社会人までを見据え、「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」を育成すべき 人材として掲げ、一貫した取組を推進している。
- また、全ての子供たちが家庭の経済的事情等にかかわらず、その能力と可能性を最大限高めることができるよう、学びのセーフティネットの構築や、確かな学力等を身に付けるための生活基盤づくりを地域社会で支える仕組みの整備などの推進により、貧困の世代間連鎖を断ち切ることが必要である。
- こうした認識に立ち、国においては、地方と連携して、人づくりに係る施策を力強く推し進めていただきたい。

4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進 (3) 人づくり革命の推進



乳幼児期から社会人まで一貫した人材育成

妊娠期

乳幼児教育期

初等中等教育期

高等教育 · 社会人

●ひろしま版ネウボラ

妊娠・出産から子育で期まで、一貫した見守り体制の構築

●「遊び 学び 育つ ひろしまっ子!」推進プラン

乳幼児期の教育・保育の充実に 向けた取組を総合的に推進

●乳幼児教育支援センター

推進プランに基づいた家庭教育や教育・保育施設への支援を展開する拠点を設置

人への投資 に係る収益率

高いく

●ITリテラシー教育(DX人材育成)

●「学びの変革」の推進

これからの社会で活躍するために 必要な資質・能力の育成を 目指した教育を推進 今後の社会経済環境の 変化に対応できる 資質・能力を有する人材 の育成

●確かな学力等を育む

自ら学ぶ意欲や力を育む教育の実施、家庭の教育環境の改善、学力に課題のある児童生徒へのきめ細かい指導など(学びのセーフティネット)

●確かな学力等を身に付けるための生活基盤づくり

安心して確かな学力等を身に付けられる成育環境の整備

貧困の世代間連鎖防止対策

人への投資の効果

₽資効果が大きい>

年 齢

4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進 (3) 人づくり革命の推進

国への提案事項

- 1 妊娠期から子育て期までの切れ目のないサポート体制の構築
- (1) ひろしま版ネウボラ構築の推進
- 出産・子育て応援交付金と子ども・子育て支援交付金について、位置づけや補助割 合を整理すること。
- 出産・子育て応援交付金について、伴走型相談支援を乳児後期の面談についても 補助対象となるよう制度を拡充すること。
- (2) 子供の予防的支援の推進
- 子供の育ちに関する様々な情報を連携し、早期支援につなげるため、課税情報を データ分析に活用できるよう法整備を行うこと。
- 基幹業務システムの統一・標準化を進めるに当たり、既存システムからのデータ抽出が標準機能となるよう仕様を見直すこと。
- 要支援児童ではないが、データ分析の結果などにより虐待などのリスクが高い児童に関して、自治体内の複数の部署で個人情報を共有し虐待の予防的な支援を行うことについて、法令上または制度上(ガイドライン等)で位置付けること。

国への提案事項

2 幼児教育・初等中等教育に係る質的向上と量的拡大

(1)保育士等の確保

○ 働く女性の増加による保育ニーズの増加に対応するため、保育士等を安定的に確保できるよう、平均給与が全産業平均レベルになるよう更なる処遇改善を実施すること。

(2) 児童・生徒と向き合う時間の確保

- 児童・生徒が必要な学力を身に付けるためには、充実した指導を行える時間を確保する ことが必要であることから、教職員定数の拡充や教職員をサポートする職員の配置等の充 実を図ること。
- 小学校高学年における教科担任制を推進するための加配定数について、中山間地域 や小規模校等、地域や学校の実情に応じて、担当授業時数等の要件の緩和を図ること。

3 学びのセーフティネットの構築

○ 家庭の経済状況等にかかわらず、全ての子供の能力と可能性を最大限高められる教育を実現するため、経済的に困難な状況にある家庭へ、切れ目のない支援が行えるよう更なる教育 費負担の軽減を図ること。

4 医療的ケア児及びその家族に対する支援

○ 登下校時の送迎車両への看護師の配置など、保護者のニーズに対応した支援を行うに 当たり、補助率の拡大など財政措置の更なる充実を図ること。

【提案先省庁:こども家庭庁、デジタル庁、文部科学省】

1 妊娠期から子育て期までの切れ目のないサポート体制の構築

2(1)保育士等の確保

4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進 (3) 人づくり革命の推進

現状/広島県の取組

【ひろしま版ネウボラ構築の推進】

- ひろしま版ネウボラとして、県内17市町(目標:全23市町) において補助事業を実施しており、3歳児健診までに7回の 面談(うち5回は全数把握)を行うとともに、医療機関や保育 所等の関係機関との情報連携などに重点的に取り組んでい る。
- 国は、令和4年度から出産・子育て応援交付金を開始し、 市町において、伴走型相談支援などを実施している。

【子供の予防的支援の推進】

- モデル4市町において補助事業を実施しており、子供の育ちに関する様々なデータを統合・分析し、潜在的な虐待リスクがある子供や家庭に対し、予防的な支援を継続的に行っている。
- 国は、令和4年度から「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業」を7団体で取り組んでいる。

【保育士等の確保】

- 働く女性の増加により保育ニーズが増加し、保育士不足が生じている。(有効求人倍率は令和5年1月時点で全国第4位)
- 保育士の給与は改善されているが、依然として全産業平 均よりも低額となっている。(R3 全産業:467.4、保育士: 415.9)

課題

【ひろしま版ネウボラ構築の推進】

- 出産・子育て応援交付金については、妊娠期の面談は 希望者のみであり、また、乳児後期は面談を行うこととなっ ておらず、1歳6か月児健診までの間が空き、切れ目のな い支援とは言えない。
- 子ども・子育て支援交付金の利用者支援事業と出産・ 子育て応援交付金の伴走型相談支援との使い分けが分 かりにくい。また、同じような交付金でありながら補助割合 が異なる。

【子供の予防的支援の推進】

- 課税情報を虐待リスクの分析に活用したいが、地方税 法上、法的根拠がない場合、目的外利用できない。
- データ連携を行うためには、複数の基幹システム毎に データ抽出のための改修が必要となる。
- 潜在的に虐待リスクが高い児童の個人情報を自治体内 で共有することについて、法的根拠が不明確なため協力 を得にくい。

【保育士等の確保】

- 1·2歳児の入所増加が見込まれ、保育士が更に必要となる。
- 給与が低額なことにより、保育士への就業が進んでいない。
- 県単独では必要保育士数を確保するのは難しい。

2(2)児童・生徒と向き合う時間の確保

現状/広島県の取組

【児童・生徒と向き合う時間の確保】

- 国の法改正等を踏まえ、令和2年3月に条例・規則の一部改正等により、教育職員の時間外在校等時間の上限を原則月45時間、年360時間以内と定めるとともに、学校における働き方改革取組方針を改定し、上限の範囲内とすることを目指して取組を推進している。
- 国の加配定数を活用し、小学校専科指導や少人数学級に係る教育指導改善研究を行っている。
- スクール・サポート・スタッフの配置や管理職による組織マネジメントの徹底等により、時間外在校等時間が月45時間を超える教員は減少しているものの、依然として多く存在している。

<月45時間超の教員数及びその割合>

年度	H30	R元	R2	R3	R4
県立 学校	延べ 30,286人 (52.9%)	延べ 19,896 人 (34.5%)	延べ 12,727 人 (22.4%)	延べ 11,524 人 (20.4%)	延べ 11,326 人 (20.3%)

課題

【児童・生徒と向き合う時間の確保】

- 学校における働き方改革を推進するとともに、児童・生徒の多様な興味・関心や能力、適性等に対応した個別最適な学びを推進していくために、教職員定数の一層の拡充が必要である。
- 専科指導等に係る国の加配定数については、各自治体においてより柔軟な定数配置が可能となるよう、担当授業時数等の要件緩和が必要である。
- 教員の職務内容は、授業のほか、生活指導や進路 指導、さらには地域や保護者への対応など多岐に渡っ ており、負担軽減を図るために、教員をサポートする職 員の一層の拡充が必要である。

[関係補助金]

教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)

3 学びのセーフティネットの構築

4 医療的ケア児及びその家族に対する支援

現状/広島県の取組

【学びのセーフティネットの構築】

○ 広島県では、全ての意志ある生徒が安心して教育を 受けられるよう、国の交付要綱及び取扱いに基づき、非 課税世帯及び生活保護世帯の保護者に授業料以外の 教育費負担を軽減する奨学のための給付金(広島県高 校生等奨学給付金)を支給している。

【医療的ケア児及びその家族に対する支援】

○ 令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する 支援に関する法律」が施行されたことを受けて、令和5 年度から新たに、通学中の医療的ケアを理由にスクー ルバスが利用できず、保護者送迎により通学している県 立特別支援学校の医療的ケア児を対象とした通学支 援(登下校時の送迎車両への看護師の配置)を試行実 施する。

4 LX(ローカル·トランスフォーメーション)の推進 (3) 人づくり革命の推進

課題

【学びのセーフティネットの構築】

- 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう「奨学のための給付金」については、所得制限の緩和や給付額の改善など制度の充実が必要である。
- 特に非課税世帯の全日制又は定時制の生徒においては、第1子と第2子以降の支給額に差があり不平等な状態となっているため、区別なく第2子以降の給付額とするとともに、多子世帯の更なる教育費負担の軽減を図るため、給付要件の見直しが必要である。

【医療的ケア児及びその家族に対する支援】

● 登下校時の送迎車両に看護師を配置する場合、送 迎車両ごとに看護師を通年で配置するための多額の費 用を要することから、保護者のニーズに対応した支援を 行うためには、安定的な財源確保が不可欠となり現行補 助金の補助率の拡大や同事業における財源の更なる拡 充が必要である。

「関係補助金」

教育支援体制整備事業費補助金